

BIKに関する追加規定^{P1}

BIKに関する追加規定

財務大臣(MoF)は、現物支給(Benefits In-Kinds、以下「BIK」)に関する所得税の取り扱いについて、詳細を規定するPMK-66¹を発行しました。PMK-66は、2023年7月1日より適用され、雇用者の所得から控除することができる特定の地域および業務に関連するBIKの形式での報酬・補填と同様に、すべての従業員に対する飲食物の提供を規定したPMK-167²を廃止します。

PMK-66に規定されている条項の一部は、所得税規定の更新に関する政府規則GR-55³で既に規定されています。本TaxFlashでは、PMK-66で規定されたBIKに関する追加事項を紹介します。

BIKの損金算入

損金対象となるBIKは、以下に関連する報酬・補填を表すBIKです：

- 雇用者と従業員の雇用関係
- 納税者間のサービス取引

耐用年数が1年未満のBIKは、当該BIKが発生した年度に費用化されます。一方、耐用年数が1年を超える便益(kenikmatan)は、減価償却または償却により費用化されます。

2022年に受け取るBIKの取り扱い

BIKは、HPP法⁴に基づき、2022年1月1日(2022年度開始の日が2022年1月1日より前の場合)または2022年度が開始した時点(上記以外の場合)から課税対象とされました。GR-55ではさらに、2022年中に受け取るBIKは従業員の2022年の年次所得税申告書に含めなければならない(雇用者により源泉徴収されていない場合)と規定されました。しかし、PMK-66では、2022年中に従業員・サービス提供者が受け

¹ 財務大臣規則 2023年第66号(PMK-66)2023年6月27日公布、2023年7月1日発効

² 財務大臣規則 2018年第167号(No.167/PMK.03/2018(PMK-167))2018年12月19日公布・発効

³ 政府規則 2022年55号(GR-55)2022年12月20日公布・発効。GR-55の詳細については、[TaxFlash No.26/2022](#)をご参照ください

⁴ 法律 2021年第7号 国税規則調和(Harmonisasi Peraturan Perpajakan、HPP)法 2021年10月29日公布・発効

取る全ての BIK は、下記 e)に記載の特定の種類の非課税 BIK に該当すると規定しています。

2023 年 1 月～6 月の雇用者の源泉徴収義務

GR-55 は、2023 年 1 月 1 日以降に受け取る BIK は雇用者において源泉徴収義務が適用されると規定しています。しかし、PMK-66 は、2023 年 1 月から 6 月までに受け取った BIK に対して雇用者が源泉徴収をしていない場合、従業員の 2023 年の年次所得税申告書に含めなければならないと規定しています。

非課税 BIK

所得税法と GR-55 では、従業員に対する非課税 BIK のカテゴリーを以下のように規定しています：

- a) 全従業員に提供される飲食物
- b) 特定の地域における BIK
- c) 従業員の業務遂行に必要な BIK
- d) 地域・国家歳入予算から調達または融資される BIK
- e) 特定の種類および・または閾値の BIK

PMK-66 では、(a)、(b)、(e)について、より詳細な指針が示されており、計算例も添付に記載されています。

a) 全従業員に提供される飲食物

GR-55 でこのカテゴリーに規定されている飲食の形態の 1 つとして、業務上、職場で飲食を享受することができない従業員、すなわち、マーケティング部門や運輸部門の従業員、その他のオフィス外の従業員に対する飲食にかかるクーポンがありません。

PMK-66 は、従業員が負担した飲食費の精算を含む、飲食と交換可能な非金銭取引ツールと定義しています。

ただし、非課税となるクーポンの金額には以下のような基準が設けられています：

- a) 従業員 1 人当たり月額 200 万ルピア、または
- b) 従業員 1 人当たり月額 200 万ルピアを超える場合、雇用主が職場(オフィス)で提供する飲食代で従業員一人当たりの毎月の費用相当

上記の金額を差し引いた後の実際のクーポン金額の超過分は所得税の対象となります。

b) 特定の地域における BIK

特定の過疎地(遠隔地)における BIK の規定は PMK-167 で規定されていました。PMK-66 の発行により PMK-167 は廃止されたため、PMK-167 および以前の施行規則(PER-51⁵ など)の内容の大半は、PMK-66 において若干の更新が行われました。遠隔地の定義、非課税 BIK の種類、遠隔地の判定に指標として使用されるインフラの種類に変更はありません。

PMK-66 では、指標として規定されている 11 種類のインフラのうち、少なくとも 6 種類のインフラが利用できないか、またはインフラとして不適當でなければ、遠隔地と判定されないという明確さが追加されました。

⁵ 国税総局規制 No.PER-51/PJ/2009(PER-51)2009 年 9 月 7 日公布・発効

PMK-167に基づき、国税総局(DGT)は、特定の鉱業ライセンス保有者と非鉱業納税者に対し、それぞれ10年と5年の遠隔地承認期間を与えることができます。また、納税者が再度申請することで、さらに10年と5年延長することができます。PMK-66では、非鉱業納税者の承認と延長手続きは従来通りです。しかし、特定の鉱業ライセンス保有納税者に対する承認は、鉱業許可の有効期限まで5年ごとに段階的に与えられており、延長は納税者からの申請なしに国税総局が職権で行います。

経過措置は以下の通りです：

- a) PMK-167に基づき発行された既存の遠隔地承認は有効期限が切れるまで有効であるが、実施はPMK-66に基づく
- b) 進行中の申請(決定または延長)はすべてPMK-66に基づいて処理される
- c) 不完全な申請に関する書類要請は遅くとも2023年7月15日までに国税総局から送付されなければならない
- d) 申請完了後4ヶ月を経過しても決定書が発行されない申請は、国税総局は申請書受理後6ヶ月またはPMK-66発効後1ヶ月のいずれか早い日までに決定書を発行しなければならない
- e) 2023年7月1日以降に期限切れとなる遠隔地認可を持つ特定の鉱業ライセンス保有者は、遅くとも期限切れ日の4ヶ月前までに延長を再申請しなければならない

行政手続きの詳細は本PMKに記載されています。

e) 特定の種類および・または閾値のBIK

PMK-66の付録には、特定の種類・閾値の非課税BIKが以下のように規定されています：

No.	BIKの種類	一定基準・要件
1	宗教上の祝日(イード・アル・フィットル、クリスマス、ニュピ、ヴェーサク、旧正月)に雇用者から贈られるもの	全従業員が受領または獲得したもの
2	宗教上の祝い事以外の雇用者から贈られるもの	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員が受領または獲得したもので • 従業員1人につき年間300万ルピアまで
3	コンピュータ、ノートパソコン、携帯電話、および電話料金やインターネット接続費などの関連費用を含む、雇用者から提供される業務用機器および設備	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員が受領または獲得したもので • 従業員の業務に資するもの
4	雇用者から提供される保健・医療設備	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員が受領または獲得したもので • 以下に該当するもの： <ol style="list-style-type: none"> 1) 労働災害 2) 職業病 3) 救命救急、または 4) 労働災害または職業病によるフォローアップケアおよび治療
5	ゴルフ、競馬、モーターボートレース、グライダー、および・またはモ	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員が受領または獲得したもので • 従業員1人につき年間150万ルピアまで

	一タースポーツ以外の、雇用者から提供されるスポーツ施設	
6	雇用主が提供する寮、ロッジ、兵舎などの共同居住施設	従業員が受領または獲得したもの
7	個人が使用权を有する居住施設（アパート・戸建住宅を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が受領または獲得したもので 従業員 1 人につき月間 200 万ルピアまで
8	雇用者から提供される車両設備	<p>以下の従業員によって受領または獲得されたもの：</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用者に資本投資をしていない、および 雇用者からの過去 12 カ月間の平均総収入が最高月 1 億ルピアまで
9	金融庁 (Otoritas Jasa Keuangan) が承認した年金基金の雇用者負担分	従業員が受領または獲得したもの
10	祈祷室、モスク、礼拝堂、寺院などの宗教施設	宗教活動のみを目的とするもの
11	2022 年に受領したすべての BIK	従業員・サービス提供者が受領または獲得したもの

上記の基準額を超える BIK は所得税の対象となります。

BIK の課税標準の判定

現物

現物 (natura) が、提供者によって元々取引されることが意図された商品の形で提供される場合、課税標準は、以下に基づいて決定されます：

- 土地および・または建物 (Land and/or Buildings、L&B) の時価、または
- 土地および・または建物以外の原価

便益

便益の利用期間が 1 ヶ月を超える場合、課税標準の判定は利用期間中、毎月行われます。

受給者が複数いる場合の共同便益の場合、課税標準は、便益の利用実績に基づいて各受給者に配分されます。

課税タイミング

BIK に対する従業員の源泉徴収税は月末締めです：

- 現物の場合 - 現物が譲渡された場合、または給与所得が発生した場合のいずれか早い方、または
- 便益の場合 - 施設/サービスを利用する権利またはその一部が譲渡される時

主な要点

PMK66 によって明確なガイダンスが提供されたことで、雇用者は PMK66 の施行以前の BIK の状況を整理し、調整が必要かどうかを慎重に検討する必要があります。加えて、会社が提供する BIK の課税対象、非課税対象を特定し、添付書類の準備や課税額の計算など、この新規則を実施するための準備を始める必要があります。より重要なのは、従業員とのコミュニケーションを慎重に行うことです。

Your PwC Indonesia Contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo-c@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie-c@pwc.com

Adrian Hanif
adrian.hanif@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Sukma Alam
sukma.alam-c@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Made Natawidnyana
made.natawidnyana@pwc.com

Surendro Supriyadi
surendro.supriyadi-c@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto-c@pwc.com

Susetiyo Putranto
susetiyo.putranto@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali-c@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Marlina Kamal
marlina.kamal@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Avinash Rao
a.rao@pwc.com

Nicholas Sugito
nicholas.sugito@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Nikolas Handradjid
nikolas.handradjid@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Novie Mulyono
novie.mulyono@pwc.com

William Christopher
william.christopher@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@pwc.com

Esa Perdana
esa.perdana@pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2023 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

